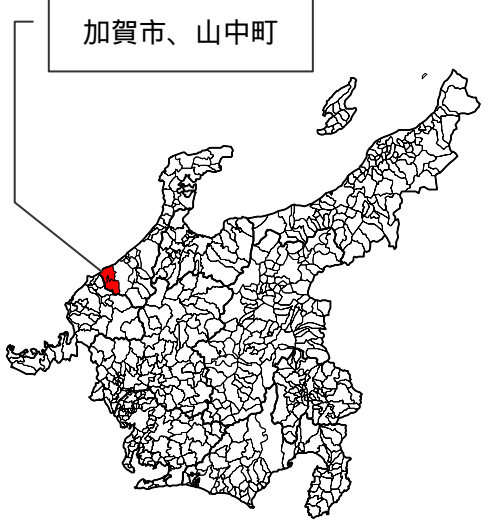


認知症高齢者グループホーム短期利用事業 特区

都道府県名：	石川県	 <p>加賀市、山中町</p>
申請主体名：	加賀市、山中町	
区域の範囲：	加賀市及び石川県江沼郡山中町の全域	

特区の概要：

本区域では、要介護認定者のほとんどが、できる限り在宅で生活することを望んでおり、住み慣れた地域で暮らしていただけるための環境整備、サービス基盤整備が求められている。そこで、認知症高齢者グループホームにおいて、あらかじめ入所期間を定めて、指定認知症対応型共同生活介護を利用できるようにすることで、在宅の認知症高齢者の臨時、緊急ニーズに対応するとともに、体験入所を可能として、入居直後のリロケーションダメージの緩和につなげ、認知症高齢者の在宅生活を支援する。

適用される規制の特例措置：

・認知症高齢者グループホームにおけるショートステイの受入れ

